

令和3年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年6月30日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 田中 陽介	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 長谷川崇朗	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
広報秘書課長	辻 昭典	総務課長	井狩 勝

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第42号から議第56号まで

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他14件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第58号

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第3号))

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 決議第4号

(病院整備事業の進め方に関する決議(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

第3 発議第1号及び発議第2号

(野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
他1件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第4 意見書第6号から意見書第9号まで

(夫婦・親子の同姓維持と旧姓の通称使用拡充を求める意見書(案)
他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(東郷克己君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席の通知のあった者の職、氏名は、お手元の文書のとおりです。

(日程第1)

○議長(東郷克己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則127条の規定により、第14番、野並享子議員、第15番、東郷正明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(東郷克己君) 日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第42号から議第56号まで、令和3年度野洲市一般会計補正予算(第2号)、他14件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第11番、山本剛議員。

○11番(山本 剛君) 第11番、山本剛です。

それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月17日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月22日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第45号「野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」について審査いたしました。

委員からの「オンラインで可能になるということで、例えば住民票などの窓口で一番多く取り扱う書類が変わるとか押印が要らなくなるとか、こういう書類はオンラインでオーケーですよという書類があれば、分かりやすく説明いただきたい」との質疑に対し、「どのようなものがオンライン申請できるかというのは、今、プロジェクトチームを設立したので、今後その中で詳細に進めていきたい。オンライン申請が可能となったものについては、市民の方に周知できるように努めていきたい」との答弁がありました。

また、委員からの「マイナポータルのぴったりサービスというのはどのようなものなのか」との質疑に対し、「基本的にマイナンバーカードを利用した電子申請のシステムということになっており、また本人が自分の情報も見たいとか、そういったことでも活用できる共通のプラットフォームになっている」との答弁がありました。

また、委員からの「マイナンバーカードはどのぐらいの率で進んでいるのか」との質疑

に対し、「5月末現在で、野洲市におけるマイナンバーカードの交付率は37.64%、1万9,325名がカードを受け取っている」との答弁がありました。

また、委員からの「個人情報の漏えいの対応策という点で、どの程度、この問題を取り上げていくのか」との質疑に対し、「今後、国の方針等の中でどのようなセキュリティーとされていくかというのも、野洲市としても注視しながら進めていきたいと思っている」との答弁がありました。

また、委員からの「マイナンバーカードの促進という部分では、免許証、保険関係、こういった全てがマイナンバーカードに統一されていくというようなことが今進められようとしている。個人情報の管理の対策について具体的に何か検討される予定はあるのか」との質疑に対し、「安全保護に対する考え方、措置等だが、今でも十分に安全措置は行っているので、それを従来どおり継続をするということになると思われる」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第45号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第46号「野洲市公告式条例等の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第46号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号「野洲市税条例等の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第48号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第49号「野洲市手数料条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第49号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第52号「和解について」を審査いたしました。

委員からの「裁判所からの和解提案を時系列で教えてほしい」との質疑に対し、「3月29日に被告の代理人から和解の提案ということで、当方の代理人へ提案があった。その後、

4月6日には代理人、当方の顧問弁護士と協議した上で和解案、それについて、4月28日、大津地方裁判所において、進行協議を行い、それを受け、被告代理人との話合いに基づき、文書で案を頂いた。その後、5月10日に裁判官からの和解勧告の謄本の送達を受けた」との答弁がありました。

また、委員からの「本件については、解決金として380万5,740円の支払い義務があるということを認めているが、これに伴う弁護士費用はどれぐらいかかったか」との質疑に対し、「最初の顧問弁護士に当たり、着手金として146万円の支出をしている。今後については、49万3,000円を解決金に対する手数料ということで、事務委託料として支払いを予定している」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第52号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第53号「損害賠償の額を定めることについて」を審査いたしました。委員からの質疑及び委員間討議はありませんでした。

よって、議第53号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

次に、議第54号「損害賠償の額を定めることについて」を審査いたしました。

委員からの「最終的に病院側の過失があったということで理解をしてよいのか」との質疑に対し、「病院側の一部過失を認めて、和解に応じているというところである」との答弁がありました。

また、委員からの「当該医師と平成29年のときに対応された医師、この2人は辞められたのか」との質疑に対し、「平成29年の旧御上会当時の医師については、令和元年7月の段階で退職されている。今回の案件に関して最初に対応した当直医は現在も勤務しているが、処置をした医師は退職している」との答弁がありました。

また、委員からの「医師を一人にさせない、守ってあげるということは、きちっとできたか」との質疑に対し、「医師を守るという部分に関しては、当然の対応として組織的な対応を進めており、医師が最前線に立ってということは特にない」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

以上により、議第54号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決とすべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、山崎敦志です。

環境経済建設常任委員会委員長報告を行います。

去る6月17日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月23日に委員会を招集し、委員全員出席の下、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、本委員会では、付託を受けた議案、議第47号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について審査をいたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第47号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号「野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第50号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号「野洲市改良住宅条例を廃止する条例」について審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第51号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号「市道路線の認定について」審査いたしました。質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第55号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号「野洲市都市計画マスタープランの改訂について」審査いたしました。

委員からの「旧中主地域における市街化調整区域の開発手法について、『他の地域への展開の可能性を検討する必要がある』とあるが、意味は」との質疑に対し、「開発許可要件として、旧中主町においては、市街化調整区域の開発許可要件の1つとして、都市計画法第34条第11号のエリア指定をした経緯がある。市街化区域からおおむね1キロ範囲内の集落が該当するもので、旧野洲町エリアにおける検討の可能性について記載したものである」との答弁がありました。

また、委員からの「個々の例で言えば、比留田集落は外側が幾らか白地になっており、集落の外側、外周は将来開発ができる色塗りになっているが、旧野洲町には一切ない。先ほどの答弁とマッチしているのか」との質疑に対し、「旧集落の白地エリアを念頭に置いて旧中主町で指定されたもので、委員の質疑と同じである」との答弁がありました。

また、委員からの「将来人口展望について、平成27年の実績値となっているが、現在の値ではなく、古い値を使う意味は」との質疑に対し、「将来人口の展望については、第2次野洲市総合計画から引用しており、平成27年までの国勢調査の人口を実績値として提供している。現時点では、令和2年の国勢調査の数値が確定していないため、平成27年の実績値が最新のものである」との答弁がありました。

また、委員からの「企業の方から、野洲には土地が欲しいがと言われていない。具体的な案は」との質疑に対し、「産業系拡大市街地圏域を設定し、都市計画マスタープラン(案)の33ページに位置づけている」との答弁がありました。

また、委員からの「都市計画の進め方で優先度の明確化があるが、下部の計画はあるのか。見ることは可能か。マスタープランに書く必要があるが、位置づけは」との質疑に対し、「都市計画マスタープランは都市計画の将来像及びビジョンを示すもので、これを基に具体的な事業を進めるに当たり、何を優先していくかは必要に応じて個別の計画で定めることになり、今後の都市計画事業を進めるに当たり、検討していく形になる」との答弁がありました。

また、委員からの「工業地としての野洲川右岸の工場が立地していた地域について、『地区計画等を活用して工業地としての土地利用を図る』と明記しているが、市街化調整区域であった旧三共の土地を工業地として土地利用するのか。下流の井口地先も含まれているのか」との質疑に対し、「委員の質疑のとおり、製薬会社の工場跡地を想定して記載している」との答弁がありました。

なお、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第56号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果報告であります。

○議長（東郷克己君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

去る6月17日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月22日及び23日に各分科会を、また28日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）、議第43号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、議第44号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）、以上3議案を議題として、6月28日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和3年度補正予算案が、詳細な説明を受けた後、慎重な審査が行われましたことを各分科会の会長より報告を受けました。

主な報告の内容は、総務分科会長報告では、議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）のうち、第2款総務費、ふるさと納税推進事業費で、委員からの「この事業での収支の差が100万円であるが、地元企業への活性化に向けての見込みは」との質疑に対し、「事業者約800社へアンケートを送り、その結果、協力、検討と回答した43社からは、既に返礼品を提示しているものもある。今後、ふるさと納税取扱いに係る中間事業者を決定、商工会を通じてふるさと納税の返礼品について協力を依頼し、7月下旬に返礼品に関する説明会を開催する予定である。商工会に加入していない事業者へも8月広報で告知して説明会を開催する予定である」との答弁の報告を受けました。

第4款衛生費、保健衛生総務費では、委員からの「病院整備事業費の事務委託料には、解決に伴う弁護士の経費が含まれているのか」との質疑に対し、「この金額については、顧問弁護士である法律事務所の報酬規程に基づいて算定しているものを計上している」との

答弁の報告を受けました。

次に、議第44号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）で、委員からの「損害賠償の2件に係る補正額と賠償額との差額は何なのか」との質疑に対し、「賠償額のほかに、弁護士の報酬、交通費、日当等を含めた金額を計上している」との答弁の報告を受けました。

次に、文教福祉分科会長報告では、議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）のうち、第3款民生費、民間保育所費では、委員からの「市内には私立の保育園が6園あるが、小規模保育の公募の範囲及び連携施設はどのようになるのか」との質疑に対し、「市内の私立保育園に加え市外事業者も対象となる。連携施設については、小規模保育園近くに連携施設がない場合は、公立園で受け入れていく方向で考えている」との答弁の報告を受けました。

第4款衛生費、予防費では、委員からの「野洲市における妊娠中の方へのワクチン接種の対応は」との質疑に対し、「野洲市では現在65歳以上の方の集団接種を実施している。妊娠中の方からの相談事例はないが、どのような疾病でもかかりつけの医師に相談していただくよう案内している」との答弁の報告を受けました。

また、委員からの「予防費の会計年度任用職員の雇用費の1億2,510万6,000円について、雇用形態や1日当たりの費用の詳細は」との質疑に対し、「雇用形態は会計年度任用職員で医師、看護師、事務員であり、10月頃までの措置となっている。費用では、医師は1時間当たり平日1万5,000円、休日2万円、看護師は1時間当たり平日2,500円、休日3,000円である」との答弁の報告を受けました。

次に、10款教育費では、「新型コロナウイルス感染症対策でトイレの自動水栓の整備を計上しているが、新型コロナウイルス感染症対策予算で女子トイレに生理用品を配備することは考えなかったのか」との質疑に対し、「小中学校においては、生理用品は保健室に備えている」との答弁の報告を受けました。

続いて、環境経済建設分科会長の報告では、第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）のうち、第6款農林水産業費、農業振興費では、委員からの「担い手確保・経営強化支援事業補助金について、事業内容と補助金の内容について説明願いたい」との質疑に対し、「事業内容について、1点目は人・農地プランに基づき、農地中間管理機構を活用し、農地の集積、集約化に取り組んでいる地域等において、意欲的な取り組みにより農業経営の発展を図ろうとする担い手が融資を受けるとというのが前提であり、主体的な経

営、発展を支援するものである。2点目は、優先枠を設定し、農産物の輸出の拡大等に向け、発展が著しいロボット、AI等のスマート農業に活用できる新たな技術の生産現場への導入を重点的に支援するものである。補助金の配分の上限額は個人が1,500万円、法人が3,000万円である」との答弁の報告を受けました。

第7款商工費、商工振興費では、委員からの「新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者応援給付金について、1事業者10万円で600件の予算計上とのことだが、野洲市の事業者数等の説明を願いたい」との質疑に対し、「野洲市内の小規模事業者数は、商工会の調査によると、昨年12月末現在で、小規模事業者数は1,107事業所であり、これは商工会員のみでなく、全事業所になる。おおむねこの50%程度の方々が申請されると見込んでおり、少し余分も見て、600事業者で予算計上した」との答弁の報告を受けました。

次に、議第43号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）について審査いたしました。

委員からの「前回、2か月減免を行ったことによって、市民にとって、どういう影響があったのか。検証は」との質疑に対し、「実施した水道料金の基本料金の減免の分析について、一般家庭での水道の使用料がコロナ禍前の令和元年度と比べて、令和2年度では約2%水道料金が増えた。令和元年度では1件、1期当たり、平均42.8立米であった。令和2年度では平均43.8立米になり、1件、1期当たり、約1立米増えている結果が出た。1年で6立米の増であり、金額に換算すると、約756円の増額になる。これはコロナ禍の中で、ステイホームやテレワークなど、家庭にいる時間が増えた影響と考えている。この水道を使う量が増えた分に対しての新型コロナウイルス感染症対策の一環として、行政が支援するような考えとすると、一律に水道料金を減免した意味があったと考えており、来年も同様に実施するということにも意義があると考えている」との答弁の報告を受けました。

次に、予算常任委員会に付託を受けました関係予算について委員間の討議を行いました。

委員からの「野洲市水道事業会計補正予算について、前回の減免で助かったとか、効果があったとか、困っているだとかの話が聞かれたことはあるのか」との意見に対し、他の委員から、「個々の議員の思いによって違うと思う。広く薄くということで予算計上されている認識をしている」との意見がありました。

委員から、「議員の思いではなく、実際にそうした話を市民の方から聞かれたことがあるか。事実に基づいて検証する意味でお聞きする」との意見があり、他の委員から、「生活困

窮者の相談から、やはり影響は大きいと思う。自らの周辺の市民の方の意見はどうか」との意見に対し、委員から、「私の周辺では水道料基本料金の減免をされたことすら気づいていない方、知らない方がおられ、市民生活はあまり変わっていない印象がある」との意見がありました。

次に、委員から、「一般会計補正予算で、コロナワクチン接種を受けたくても受けられない方に対して、タクシーチケットを出すなど、接種会場に行けない方々に対しての対策として、9月議会ではなく、補正予算を編成するなどしていくべき」との意見に対し、他の委員から、「同感である。会場に行けない方への対策について、次の施策で対応することであるが、専決も含めて対応を願いたい」との意見がありました。

また、委員から、「昨年の1人10万円給付の際に、執行部は一人ひとりに至る対応をされた。今回のワクチン接種についても、特に65歳以上の方に対しては、最後まで手厚い対策を望みたい」との意見がありました。

次に、委員から、「自治会活性化補助金で各自治会10万円の使途について、備品と消耗品に限られており、使い道についてはもっと自治会に委ねて、もう少し幅広くして、お困りの方に対して使えばいいのではないか」との意見に対し、他の委員から、「自治会で柔軟に使えるようにすべきと考える。コロナによって、草刈りなど、通常の年度の自治会事業ができなくなってきており、これらの委託にも使えるようにすべき」との意見がありました。

次に、採決について、議第42号及び議第44号については、採決の結果、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきと決しました。

次に、議第43号については、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（東郷克己君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第42号から議第56号まで、令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）、他14件について、討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、議第42号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）に対しての賛成討論を行います。

本補正予算は、コロナ禍における補正予算が計上されており、民間保育園の自動水栓補助や公共施設の自動水栓への改修や介護事業所への補助金や商工会にテイクアウトに対する補助金などが計上され、市民の命と暮らしを守る内容となっています。これらは、国からの新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金であり、100%国庫負担です。しかし、今回の交付金は1億6,000万円であり、支出は1億3,000万円となっており、3,000万円は棚上げされています。市の説明では、第4波の拡大が懸念されたので残り、9月の定例会で3,000万円補正を上げるということでした。

今、ワクチン接種が進められていますが、高齢者や在宅で介護を受けられている方々が接種の予約ができない、また接種会場まで行けないなど、取り残されています。他の自治体ではタクシーチケットを配布し、接種会場まで行けるようにするとか在宅での接種を行うなどされている自治体があります。7月までに65歳以上の方々を完了する計画ですが、現在約82%であり、残り18%の方、1,680人が予約されていないということがあります。接種しないという方もおられますので、この1,680人の方で、接種したくてもできない方の状況を把握し、対策が必要と考えます。昨年10万円の給付金ときは一人ひとり把握し、99%以上、給付金を受け取られました。今回のワクチン接種に関して、16歳から64歳の方々の接種が7月末から始まりますが、そちらの方の接種が多くあるので、実務に追われるかもしれませんが、1,680人の高齢者の方々に対して、予算をつけて、希望者全員が接種できる体制、対策の構築をする必要があり、9月議会補正でなく、早期に対応を求めます。

さらに、今回の補正予算では、小規模保育事業を進めるために、2か所、1,800万円の補助金が計上されました。この小規模保育事業は認可保育園の基準より緩和されており、保育の質の低下が心配されています。短時間パートでも可能であり、1日のうちに保育士がころころ変わるということも起こり、乳児にとって安定した保育環境を確保できません。また、3歳児の壁もあり、全国的な問題にもなっています。3歳児から幼稚園での預かり保育を行っていますが、保育園並みの11時間保育ではありません。遠くで働くフルタイムの方は、やはり保育園が必要です。目先の待機児童解消のために、小規模保育事業を導入されますが、基本的には認可保育園の増設をすべきであります。

以上、問題点を指摘し、賛成討論といたします。

○議長（東郷克己君）　　ここでお伝えをしておきます。本日、報道機関の方が来られておりますので、録画、録音、写真等を許可いたします。申し伝えておきます。

次に、議第43号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋　俊明君）　　第4番、橋俊明であります。

それでは、議第43号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）に対して、反対の立場で討論いたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業として計上されたものであります。

主な内容につきましては、収益的収入において、コロナ減免に伴う一般会計補助金として2,012万5,000円を計上するとともに、水道基本料金減免に伴う給水収益として2,098万2,000円を減額するものであります。

そもそもこのコロナ減免につきましては、栢木市長は、新型コロナウイルス感染問題への支援策として、水道料金の基本料金を減免して、市民生活を支援することを公約として掲げられました。令和2年度に2か月分、令和3年度に2か月分、合計で4か月分の減免が実施されるという内容でありました。2月議会の議案質疑において、「令和3年度予算には計上されていないが」という質疑に対し、市長は、次のように答弁されております。「令和3年度においても1期2か月分を予定していたが、独立採算を基本としている水道事業会計単独で行うには今後の施設更新事業への影響などがあることから厳しいものと判断した。また、一般会計から水道事業会計への補助ができるかを検討したが、一般会計の財政が非常に厳しい状況であるため、水道事業会計へ補助をしてまで実施することは見送ることとした」と答弁をされております。

3か月しか経過していないにもかかわらず、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、実施されようとしております。

一方、野洲市民病院の事業地に関して、駅前に整備するという方針転換の最大の理由は、財政状況が厳しいことから、社会資本整備交付金、また病院事業債がつく可能性が高いという財政上の理由であります。市長は選挙時の公約実現のために、都市計画税の課税1年見送り、今回の水道料金の補正により、財政運営上、大きな支障を招いていると私は感じております。

今回、栢木市長の施策展開について、市民の方々から、より財政に軸足を置いて進める

べきであるとの意見を聞く機会が非常に多くございます。よって、今回、水道事業会計補正予算（第1号）について反対するものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（東郷克己君） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

議第43号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案に対して反対で討論させていただきます。

私は前回のときにもこの政策は効果が薄いのではないかと、目に見えてこないということで反対をいたしました。今回も基本的には同じです。

そして、今回、改めて出てきた話をしまして、前回の減免の効果を検証したのかと委員会でも質問しましたがけれども、コロナ禍で水道料金が1年で1世帯当たり800円程度、6立米上がっていると。そして、今回の基本料金の減免では1世帯約800円程度。なので、コロナ禍での家計支援になるというような話でした。

確かに部分的に見ると、なるほどなと思わなくもないんですけども、本質的な問題はそこではなくて、問題は本当にそれによってどれだけ困っている人がいるのか、そしてそのことによって具体的に市民の皆さんがどういうふうによくなっていくのかということが示されていないですし、検討もしっかりされているようには思えず、それらしい小手先の理由づけになってしまっているのかなというふうに思います。

今回の補正予算では、コロナの対策費として国からもらえる額に満たない予算要求となっております。これは緊急事態宣言が出ていた中で、これから本当に必要なことが出てきたときのために残しているというような説明を受けております。であれば、やはり幾ら選挙のときに市長が私案でやると言っていたというのはあっても、このような効果のなかなか見えてこない、薄く広いばらまきというのは中止していただいて、これから本当に出てくるであろう生活困窮等、本当に救わなければいけないところに重点的に予算措置をすべきであると私は思います。

議員各位においては、このたびの対策で市が行うところで、こうした水際の本当に命に関わる場所というのは今出てきていない状態です。こういう本当に市が最後の最後にやらなければいけないところがまだ出ていないということを留意した上で、最終審議、判断をしていただきたいと思います。

以上、反対の討論といたします。

○議長（東郷克己君） 次に、議第45号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第45号野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について、反対の立場で発言いたします。

本条例について、一般質問でも質問いたしましたが、電子情報処理組織による申請等、第3条の4項での基本が、マイナンバーカードの普及促進と結びつけられた内容であります。マイナンバーカード導入につきましては、日本共産党として当初から国民、市民の立場より行政の利便性、利活用を最優先として、数々の問題点を置き去りにしたものと指摘して反対してきました。

さらに、デジタル関連法案が国会提案から十分な議論されないまま、僅か3か月でのスピード強行成立となりました。9月1日には司令塔となるデジタル庁も発足され、行政手続のオンライン化が推進されます。政府は生活利便性の向上をアピールしますが、最も心配される個人情報の漏えいなどの懸念は払拭されていません。

先日、重大な事案も発生しております。無料通信アプリ「LINE」の利用者、国内で8,800万人の方が利用されているこの個人情報が業務委託先である中国の関連会社から閲覧できる状態になっていたことが判明いたしました。

デジタル化には国民の多くには一定の理解はありますが、マイナンバーカードをはじめ、デジタル化推進には、確実な個人情報の漏えいに対する管理対策が万全でなく、自治体としても、問題点が確実に精査されていないことを指摘して、本条例への反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第42号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第43号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第44号令和3年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第45号野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第45号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、議第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第46号野洲市公告式条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第46号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第４６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４７号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４７号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第４７号は原案のとおり可決されました。

次に、議第４８号野洲市税条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４８号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第４８号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第４９号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第４９号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第４９号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第５０号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第５０号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（東郷克己君）　ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第51号野洲市改良住宅条例を廃止する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第51号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第52号和解について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第52号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第53号損害賠償の額を定めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第53号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第54号損害賠償の額を定めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第54号は、委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第55号市道路線の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第55号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第56号野洲市都市計画マスタープランの改訂について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第56号は、委員長の報告のとおり決することと賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

(追加日程第1)

○議長(東郷克己君) 追加日程第1、議第58号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(栢木 進君) それでは、本日、追加で提出いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案としまして、補正予算1件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議第58号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算それぞれに9,634万2,000円を増額します。歳出の内容については、民生費の市民生活費において新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金及び事務費を、児童措置費において低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費を追加いたします。また、歳入では、歳出に対する国庫支出金を追加します。

以上、議案の提案説明といたします。

○議長(東郷克己君) これより、ただいま議題となっております議第58号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、議第58号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第58号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第3号)について討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第58号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。執行部の皆様はここで退席となります。再開を午後2時20分といたします。

(午後2時02分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩井議員より発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

岩井議員。

○6番(岩井智恵子君) 議第43号令和3年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)について報告をいたしました。が、「本年度も同様に実施するということにも」と言うところを「来年度」と言ったことで、皆様に大変ご迷惑をおかけいたしました。「本年度」という

ことで訂正をさせていただきます。

(追加日程第2)

○議長(東郷克己君) 追加日程第2、決議第4号病院整備事業の進め方に関する決議(案)を議題といたします。

決議第4号にあつては、既に配付いたしました決議(案)のとおりです。

それでは、ただいま議題となっております決議第4号病院整備事業の進め方に関する決議(案)について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。

私は、病院整備事業の進め方に関する決議(案)に対する提案説明をさせていただきます。

「分断から協調へ」「笑顔あふれる市政の実現へ」を大々的に掲げ、多くの市民の期待を集め、市長は当選されました。しかし、これまでの市政運営、特に病院整備事業における迷走と政策決定における不透明は、多くの市民の憤りを買ひ、選挙時のスローガンとは裏腹に、新たな分断や市政への不信を招いています。意思決定のプロセスや政策のビジョンの提示をこれまでも求めてきましたが、今もって、議会にも結論のみという対応が繰り返され、今議会、さらには本日の全協での答弁も誠実さを欠いたものであります。

病院整備をめぐるましては、30日、全員協議会で病院整備構想、計画に係るプロポーザルについて説明との方針が示されていますが、議会答弁から察すると、Bブロックでの整備に一気に突き進むということが想定されます。また、答弁では、仮にBブロックで整備した場合、大きな問題である駐車場問題について何ら構想がないこと、さらに市長がこだわるAブロックでのにぎわい創出案についても何の計画やビジョンも持っていないことが明らかになりました。

このような市民置き去りの市政運営については看過できないことから、議会の意思を今回の決議として示すべく提案させていただきます。

以上を提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長(東郷克己君) これより、ただいま議題となっております決議第4号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。議員の方は自席でこのままお待ちください。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時29分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第10番、稲垣誠亮議員。

○10番(稲垣誠亮君) それでは、工藤義明議員提出の決議第4号病院整備事業の進め方に関する決議(案)について、簡単にちょっと質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

決議(案)にあります第1項目めにおいて、病院整備をAブロックとし、にぎわい創出を図ることが最善の判断とされています。提案者におかれましては、このにぎわいとはどのようなものかを考えていらっしゃるのか、具体的に見解を述べていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長(東郷克己君) 第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。

今、稲垣議員より質問がありました。私はこの質問に違和感を感じております。このAブロックに関するここまでの議論は、さきの山仲市長時代に多くの時間を費やして詳しい内容を議論したはずで、そこにも稲垣さんは深く関与をされておりました。その中で、あのAブロックでの病院建設をするに当たってのにぎわいの説明は市長からありました。このことをお忘れではないかというふうに思ひます。

また、違和感を感じるのは、なぜAブロックのことについてにぎわいを聞かれるのか。逆に、今、栢木市長はBブロックを決定した状態で事を進められようとしてされています。その中で、私どもがにぎわい問題をどうするのかという質問をしても、一切、今の内容は無いんです。そのことを先に具体的に明らかにしてもらひ、そういう発言を本来は今の栢木市長にすべきだというふうに思ひます。

以上です。

○議長(東郷克己君) 稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) 答弁、ありがとうございます。全く答えになっていないと思ひます。単純に決議(案)にAブロックでにぎわいの創出を図ると、工藤議員自ら上程されています。そこを、それなのに今までの議論があったと、そういうふうに自己の見解を述べないで逃げられるのは大変ずるい、ひきょうなのではないかと。市長の今までの説明

があったとしても、考えは各議員それぞれ、必ずしも市長のお考えと100%一致ということはありませんし、提案者自らの考えをお聞きしたいと思っていますので、自身の考えがないのであれば、もう市長のお考えということで踏襲いただければいいですし、あるのであれば、例えば病院関係者を中心としたにぎわいとか、一例でしかありませんけれども、端的にお答えいただけたらと思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤です。

答弁になっていないということをおっしゃいます。私は質問になっていないと思っています、逆に。あれほど、稲垣議員は当時の山仲市長に対して病院問題をいろいろ質問されました。それはどういう質問されたか、私は反対しているのではないんです、市長を応援したいんですということで発言されたのではないですか。そこで十分、駅前でのにぎわい創出に関して、あのAブロックでの建設という話をここまでされてきました。そこには病院とともに、自転車置き場であるC地区、あそこでの商業施設も当初セットされていました。そういった中で、その商業施設、または図書館の分館も計画する、また病院に来られる方々、患者さん含め、お見舞いに来られる方々の人流も発生するというので、人の流れが起こるのではないかと聞いていたはずなんです。ここにおられる18名の議員さん皆、聞いておられるはずなんです。それが答えになるかと思っています。

それならば、こういう発言をされるのであれば、今の栢木市長に対しても、もっと市長が言われるにぎわいという内容を聞いていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（東郷克己君） よろしいですか。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 答弁、ありがとうございます。お考えは分かりました。ただ、にぎわいと言われるものですが、今の議員の答弁、C地区に関する提案はありましたけれども、確かこれは私の理解、認識ではAブロックでの病院整備と同時にC地区も開発を進めていくという、そういう計画だったと思いますけれども、結局、吸引力に欠ける、商業ベースとして成り立たないということで、C地区の計画は途中で中断した、頓挫したというふうに、私の認識ではあるんですが、基本的に、すみません、再度確認なんです、工藤議員の考えるにぎわいというのは、公共施設をもって、なおかつ病院関係者をもって、にぎわいとするということで再度確認したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。よろ

しくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 再度、質問にお答えをさせていただきます。

人の流れということを私は言いました。病院関係者もそこにおられるでしょう。患者さんもおられるでしょう。お見舞いに来られる方もおられるでしょう。当初は確かに同時進行という形で提案されました。しかし、残念ながら、まず病院建設ということで、今は止まっております。しかし、その止まった原因というのは、今、稲垣さんが冒頭で言われたようなことで商業施設が中止されたということは、私は聞いていませんけども、それ、私だけの勘違いかな。稲垣さんが今答えられた、にぎわいができない、それがちょっと意味が分からなかったの、後でまた結構ですけど、教えていただきたい。取りあえず、人の流れということでのことで、私が逆に稲垣さんをお願いをしておきたいのは、もう少し今の現在の栢木市長が言われるそのにぎわいという部分についても聞いて、当初のAブロックでの病院建設としてのにぎわいとどこが違うんだということを、私はよくそこを精査していただきたいと。横へちょっとはみ出しましたが、以上で終わらせていただきます。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております決議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、決議第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第4号について討論はございますか。

暫時休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時51分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、発言を許します。

まず、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

決議第4号病院整備事業の進め方に関する決議（案）、原案に対して、反対の立場で討論します。

この決議は、表題に「病院整備の進め方に関する」とあるように、進め方に対する決議と思いきや、中身を読むと、「1、Aブロックを病院整備地にすること、2、BブロックにするならBの整備構想、Aの活用構想、駐車場整備の3セットの提示をすること」とあり、また、その提案理由には、市民を置き去りにした市政運営を看過できないと書いてあります。表題の進め方に対する決議なら、私も少しは理解できます。しかし、どうも論点が見えてきません。前回の決議、市長が就任早々、設計を止めたことに対する決議もそうであったと思います。止め方がよくなかったのか、Aブロックをやめたことが駄目なのか。これも止め方なら、私も少し理解できました。正直、市長の進め方は少し乱暴で、強引であったと思います。もう少し丁寧な説明、議論も必要だったと思います。しかし、決議文はそのどちらも明らかにしていませんでした。一体、どちらだったのか、それとも止めたのも、Aブロックも、要は全て現行のままでないといけないということなのか。だとしたら、現計画には課題や問題意識はないのでしょうか。

あくまでも私の理解ですけれども、市長は図面を止めたものではありません。現計画を止めたのだと理解しています。あの図面には見えない施工費、すなわち建築費が担保されています。あの図面を使うということは80億、坪単価にして約180万の豪華な病院を建てるのが漏れなくついてきます。それも当初の図面ではありません。積み上げてきた理念を不落札のためにあっさり捨て、金額に面積を合わせる再入札のための図面でした。

経験から、再入札の手法には3つあると思います。コンセプトを残し予定価格を上げる、コンセプトを捨てて金額に面積を合わせる、そしてコンセプトは変えず設計をやり直す。その中で一番してはならない手法を当時、市は選びました。建物はお金を出せば建つものではありません。市の思いを図面にしてくれる設計会社、その図面を形にしてくれる施工会社、その平等な信頼関係からいい建物ができます。市民に喜ばれる建物を建てるのが施工会社の本分であることを分かっていませんでした。

12億にも及ぶ積算ミス理由を市場高騰のせいにしては、面積を減らした図面でもきっと再入札も不落に終わったと思います。だから、そんな現計画の図面に執着することなどないのです。Aブロックにこだわるのなら、計画の見直しを提案するしかありません。ましてや、計画を見直すなら、図面は使われることはありません。その一連の行動に一貫性がないと思います。

今回もそう思えます。この決議でAブロックに果たして戻るのでしょうか。答えは今回も計画の見直ししかないのです。敷地が狭いとか駐車場がないとか、それでは目先の小言になります。そもそも駅前立地を選んだ時点で、十分な駐車場を求める発想が現実的ではありません。広い駐車場を望むのなら、立地は郊外型になると思います。しかし、郊外では、何かに特化した病院でないとこの規模の総合病院では経営が駅前よりも厳しい。だから、経営面を最優先に考えて、駅前周辺に決まっていた。それに貴重な駅前市有地の土地利用の観点から、大きな駐車場は貴重な市財産の無駄な使い方にほかならないと思います。

それでも今回、辛うじて立地場所は駅前に戻りました。ワンマンで強硬な市長なら郊外にする、その一言でこの議論さえなかったかもしれません。しかし、栢木市長は精いっぱい譲歩されました。だからといって、市の進め方に今回もうなずけないところは確かにありました。早々に駅前周辺という表現ではなく、Bブロックを宣言したこと。Aブロックの議論なく、複合施設を民間に委ね、税の増収を計画していること。もっと言えば、市民病院整備評価委員会の委員の多くは現計画で集められたものでした。そもそもAブロックを賛成している委員の方たちに意見を求めても、Aブロックがいいと言うに決まっています。評価委員会を開催するなら、新たに立ち上げるべきでした。また、設置条例も担当者から、どうしてあんなに早々に設置したのか分からないなどと、同じ野洲市役所の職員の答弁ではいかなものかと私は思いました。

このように、突っ込みどころはいっぱいあるのに、この決議の文面からは読み取れません。しかし、私は、今述べた市の不安材料を全て差し引いても、設計を止めたことしかり、豪華な病院にノーの表明をしたことを評価したいと思います。止め方は別にして、よくぞ止めてくださったと私は思っています。個人的には、今でも私は当初デザイン、松岡さんの設計がベストであると思っています。AでもBでもCでもない、駅前市有地全体のグラウンドデザインとして、広場を囲んだ施設、病院、箱物ではなく人でにぎわいを生むビジョン構想、これについては、これからも諦めずに進言していきたいと思っています。

それよりも優先すべきは、現計画にこだわらず、どんな駅前がいいのか、みんなで議論を積み重ね、知恵を出し合い、前に進めること。決して議会が足かせになってはいけません。そうしないと、現市立野洲病院は耐震面からも、朽ちてきている建物の安全性からも、そして何よりコロナでも働き続けてくださっている医療従事者の感謝も含めて、時間がありません。折衷案を私は望んでいます。

議員構成が変われば一気に進むと4年前言われて、賛成議員が過半数を取りました。しかし、4年前と今も病院整備は少しも変わっていません。原因は数ではなく、お互いの理解でしかないと思います。よって、現計画に戻せ、戻せないなら納得する代案を説明せよ、でないといけないから、そんな決議は早期建設を長引かせているだけで、割れたグラスをテープでつなぎ合わせているようなものです。そんなグラスで喉を潤しても、結局、口をけがします。

私はそもそも病院という事業に行政が手を出すこと自体には反対でした。民間に任せるのが本意です。しかし、時間をかけて合意形成された駅前建設には賛成してきました。それでもこだわりたいのは規模と経費です。120床程度、平米単価36万の建築費、一番大切なのは駅前に暮らす市民がおられるということ。にぎわいの創出、野洲市のまちづくりビジョン、健康テーマにした理念を置き忘れ、病院建設だけを進めても、財政難に拍車をかけ、近い将来、野洲市が病気になってしまうと思います。よって、これを反対理由とし、今回の決議には反対します。

○議長（東郷克己君） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

決議第4号病院整備事業の進め方に関する決議（案）に対して、賛成で討論をさせていただきます。

野洲市においては、病院整備は現市立病院の老朽化など、喫緊課題、これは市長においても、我々においても同じ意識であります。早急に整備が必要で、最重要課題という発言も聞こえてきております。しかしながら、一般質問で多くの方が質問した中の答えでもあるように、市の意識はAブロックには絶対建てないと、民間でにぎわいをつくるんだ、Bブロックで病院はやるということの一点張りです。もちろん早急に必要な機能を備えたものがBブロックを使って整備可能である具体的な根拠が示された上でこの話をするのならば、議論の余地はあると思います。ところが、出てくる答えはもうコンサルに丸投げみたいな答えばかりなんですね。先ほど北村議員もやり方には問題があるのじゃないかとおっしゃっていて、先ほどの全員協議会でもいろいろおっしゃっていましたが、やはり市としてしっかり持っておかないと、そんなよその人に全てを託しても絶対うまくいかない。

現在の担当課では、課題解決のめどが立っていないということなんですね。今回のプロポーザルの内容を見ましても、やはりちょっと不安しかありません。これでは以前の病院現地建て替え案、この私案と、全く同じような轍を踏むのじゃないかなという不安がいや応

なしに、これはよぎります。

そんな状態で私たち議会も何をもって判断すればいいのか、早急に整備しなければいけないということは皆、共通の課題です。しかしながら、きちんと説明して、丁寧に根拠を示してやると言って通した構想、基本設計の予算が合意形成なしに進める、そういう根拠になってしまっているというのが非常に残念です。現時点では、私たちは市民の方にどうなっているのかと聞かれても、十分な説明はできません。こうしたやり方では、次の予算、基本設計にかかってくるときに、もう本当にイエスかノーかだけの一発審議、この重要な案件がそんなふうに議論を交わすことなく、ただの多数決だけで決まってしまうという、そんなふうになりかねないというおそれを感じております。

こういう賛否の分かれる案件というのは、この時点で正しい答えを出せということは誰も正直ないと思います。だからこそ、プロセスが大事であって、しっかり熟議していくことというのが大切だなと私は思います。

このまま時間が経っていくと、10月の選挙で議員構成が変わると思います。変わった中で、どうなるか分かりませんが、本当に多数決だけで決まるようなことにならないように、しっかり議会が本来の議事機関という意味をしっかりと仕事をして、この案件を前に進めていかなければいけないという意味で、私はこの決議（案）に対して、賛成をしたいと思います。

納得できるかどうかは、それぞれの判断ではあるんですけども、少なくとも理解できて、議論できて、そして最終、市民の方に説明できるような、そういう進め方をしっかりとされていく、そういうふうに改めていかれることを求めて、以上で賛成討論とします。

○議長（東郷克己君） 次に、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） 決議第4号病院整備事業の進め方に関する決議、原案に対して賛成で討議をいたします。

第5番、坂口でございます。

我々がAブロックでの整備を繰り返し求める理由は、第1に、病院評価委員会での指摘されたAブロックの優勢が上げられるということです。そして、第2には、Bブロックと比べても課題が大幅に少なく、実現可能性の最も高い案だと考えられるからであります。一方、市長はAブロックの商業施設誘致の実現性とうまくいく根拠についても、サウンディング型市場調査を行い、検討してまいりますと、同じ答弁の繰り返しであります。成功の自信のほどと私たちを納得させられるビジョンがなく、Bブロックについても広報で丁

寧に説明していくとの答弁をいただきましたが、本日、見ましたら、とても丁寧な説明には程遠いものでございました。条件のよいAブロックを避け、狭小で形の悪い、使いづらいBブロックにわざわざ無理して整備する根拠と言えず、他の議案同様、病院整備事業案や駅前整備案に対して、議決権を持つ議会の審議に付す要件をととても満たしているとは考えられません。

現市立野洲市民病院の著しい老朽化を考えれば、議会との議論を繰り返し、合意形成を行いつつ、整備事業を進めることが重要なことでもあります。今回の決議は、こうした観点から、2項目の要請をするもので、市民の切実な願いを踏まえたものであり、賛成を強く訴え、賛成討論とします。ありがとうございます。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これより、決議第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

決議第4号病院整備事業の進め方に関する決議（案）は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、決議第4号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（東郷克己君） 追加日程第3、発議第1号野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例、他1件を議題といたします。

発議第1号及び発議第2号の発議書（案）は、既に配付したとおりでございます。

それでは、ただいま議題となっております発議第1号野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例及び発議第2号野洲市議会会議規則等の一部を改正する規則について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明であります。

まず、発議第1号野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国のデジタル時代に向けた規制、制度の見直しの1つである押印原則の見直し及び新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、野洲市議会においても、押印廃止により手続

等の簡素化を図るとともに、今後進めていく手続等におけるデジタル化を推進しやすい環境の整備を図るため改正を行うものです。

内容としては、会派結成（異動）届及び政務活動費収支報告書での押印を廃止するべく、様式第1号、様式第2号及び様式第3号の改正を行うものです。

なお、本条例は本年7月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明といたします。

続きまして、発議第2号野洲市議会会議規則等の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、まず改正条例第1条では市議会会議規則の一部改正を行うもので、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議への欠席事由の追加等を行うものです。

内容としては、第2条では市議会議員の出産予定日の前6週及び当該出産後の8週間を経過する日までの期間、休暇を取得することができることとするなど、住民が議員として活動するに当たっての制約要件の解消に資するものです。

また、第89条では手続の簡素化のため、請願者の押印を廃止し、また103条では市議会における議案審議において、タブレット端末による議案審議を可能とすることにより、市民の方々の手続の簡素化及び効率的かつ効果的な議案運営に資するために改正を行うものです。

次に、改正条例第2条では野洲市議会委員会規則の改正を行うもので、改正条例第1条と同様の理由により委員会への欠席事由の追加等を行うものです。

次に、改正条例第3条では野洲市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部の改正を行うもので、内容としては、政務活動費の交付申請書等における押印廃止による手続の簡素化を図るべく、様式改正を行うものです。

次に、改正条例第4条では野洲市議会議員政治倫理条例施行規則の一部改正を行うもので、審査の請求の連署にあっては署名のみとし、押印を廃止するべく、様式を変更し、請求者の手続の簡素化を図るものです。

なお、本規則は本年7月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、発議第1号及び発議第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第1号及び発議第2号について討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第1号及び発議第2号について、順次採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号野洲市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号野洲市議会会議規則等の一部を改正する規則は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第4)

○議長(東郷克己君) 追加日程第4、意見書第6号から意見書第9号まで、夫婦・親子の同姓維持と旧姓の通称使用拡充を求める意見書(案)、他3件を一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。

まず、意見書第6号について、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。

夫婦・親子の同姓維持と旧姓の通称使用拡充を求める意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

昨今、夫婦の姓の在り方について議論になっています。つい先日、6月23日の最高裁大法廷でも夫婦同姓を合憲とし、選択的夫婦別姓を認めない判決がありました。平成27年に続き、2度目の合憲判断です。判決では、夫婦同姓は社会に定着しており、合理性があるとした平成27年の判断について、社会や国民の意識の変化を踏まえても変更すべきとは認められないと指摘しました。また、平成29年に行われた内閣府の調査において、別姓は子どもにとって好ましくないという声は62.6%に上っています。個人や家庭にとっても、社会や国にとっても子どもを育むことは最も重要なことでもあります。我々は6割を超す人が好ましくないと回答されたことを重く受け止めるべきと考えており、今般の最高裁判決も同様の趣旨だと思っています。

また、昨今では、夫婦別姓に賛成が多数などと宣伝されていますが、さきに上げた内閣府調査では、夫婦別姓を自ら選択するという人は全体の8.4%であることも明らかになっています。一方、婚姻による改姓で不便を感じる人がおられるのも事実であり、内閣府調査では婚姻をしても仕事の不便を生じないようにしたほうがよいとの意見は全体の約3割となっており、こうした不便を解消する方策として、通称使用の拡充を求めるものです。

以上、夫婦同姓制度は堅持しつつ、婚姻による不利益等が生じないように、通称使用の拡充という現実に即した対応を求めるべく、本意見書（案）を提出いたしました。どうかご理解のほどよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第7号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 意見書第7号放射性汚染水の海洋放出を2年後に行うことに中止を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

東京電力・福島第一原子力発電所の汚染水を浄化した処理水の処分について、政府は2021年4月13日に関係閣僚会議を開いて、海に流すという方針を決めました。放射性物質の濃度を国の基準より下げて、2年後から実施するということでもあります。この政府の基本方針については、全国漁業協同組合連合会が到底認定、容認できるものではないと反対を表明いたしました。この漁業関係者だけでなく、日本の魚介類に対して、安全、安心を願う国民にも到底受け入れられるものではございません。

2023年から放射線濃度を国基準から下げて放出をするということを決めるのではなく、汚染物質のトリチウム除去のシステムの構築、これが必要ではないでしょうか。このトリチウムの除去、この100%除去できるということが近畿大学で東日本大震災の復興支援として取り組んでいます“オール近大”川俣町復興支援プロジェクトの一環として、実施が予定されております。この100%除去できるということ、これを実用化の道に開けていけば、汚染水のタンクの解消をすることができます。濃度を薄めるというのは、物質はそのまま放出するということでもあります。この汚染物質を取り除くという方針こそが必要ではないでしょうか。

薄めて放出をするということはやめるべきであり、この本意見書に対しての趣旨説明とさせていただきます。反対討論も提出されていないということですので、議員の皆さんのご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第8号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議題となっております意見書第8号の老朽原発再稼働に反対する意見書の趣旨説明を行います。

政府は2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを定め、温室効果ガス排出量の30年度削減目標を13年度比で46%減に上方修正したことから、既存原発の活用を積極的に進めようとしています。運転開始から40年を超えた福井県内の関西電力美浜原発3号機、高浜原発1号機、2号機の再稼働に国から50億円の交付金が提示され、福井県知事が令和3年4月28日に同意しました。福井県民をはじめ、周辺県の反対や不安の声を無視し、再稼働に同意したことは断じて許されません。

老朽化した原発の安全性や周辺自治体にも及ぶ事故時の避難計画の実効性の懸念も拭えず、福島原発のような事故が起これば、滋賀県の琵琶湖の水が5年間は飲料水として活用できないと言われております。琵琶湖が汚染されれば、京都や大阪をはじめとする近畿に住む住民の生活に大きな影響を及ぼします。

原子力規制委員会は原子力を稼働するため、想定外だった地震や津波にも耐えられるようにと規制基準を変更し、新しい規制基準に適合すると認められた原発は再稼働していますが、福島原発事故自体も事故原因を明らかにしていません。福島原発事故が証明したように、原発は一旦重大事故を起こせば、地域的にも、時間的にも広範な被害を及ぼすことになります。このような危険な原発、しかも40年も経過した老朽原発再稼働は

国民の命と暮らしを脅かすものであり、地方自治法第99条の規定により、意見書第8号老朽原発再稼働に反対する意見書を提案します。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） 次に、意見書第9号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第9号といたしまして、コロナ禍のもとで東京五輪（オリンピック・パラリンピック）は中止・延期の決断を求める意見書（案）について、趣旨説明をさせていただきます。

世論調査では約8割の方が感染拡大の不安を感じているこの東京五輪・パラリンピック、しかし同組織委員会、東京都、政府、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会は、専門家の警告を無視し、最大1万人の有観客による開催を6月21日に合意いたしました。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身茂会長ら、専門家26氏が提言6項目にわたるリスクを発表されました。

1つ、競技関係者間でのクラスター発生。2つ、関係者を外部から隔離するバブル方式からの感染流出。3、会場内での感染。4、選手や大会関係者の帰国によって、感染者が世界に拡大。5つ、開催に伴って、会場外で人流、接触機会が増大する。6点目、感染対策に協力し、自粛する市民に矛盾したメッセージとなる。以上6項目が専門家の皆さんから提言されました。

以上のリスク、指摘が無視される中、早速、皆さんご承知のように、ウガンダの選手2人に陽性反応が出て、関係者の方が濃厚接触者として隔離されております。さらに、子どもたちを集団で観戦させるという計画がされ、各市町ではその計画を中止せざるを得ないということが次々起こっている現状です。

国会では、日本共産党の志位委員長が質問した、国民の命を危険にさらしての東京五輪開催の理由ということに対して、菅首相は答えられないと言う始末です。五輪より命が大事として、開催は中止・延期を求める意見書を提出させていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（東郷克己君） これより、ただいま議題となっております意見書第6号から意見書第9号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第6号から意見書第9号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第6号から意見書第9号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第6号から意見書第9号までについて討論を行います。

意見書第6号から意見書第9号までについて討論通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、意見書第6号について、第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 意見書第6号夫婦・親子の同姓維持と旧姓の通称使用拡充を求める意見書(案)に対して、反対討論を行います。

結婚すればどちらかの姓に改め、夫婦同一の姓を民法、戸籍法で義務づけています。このため、96%は女性が夫の姓になっています。氏名は個人の人格の象徴です。それを変えることにより、仕事上不利益があり、通称名で生活されているのが現状です。日本以外に夫婦同姓を義務づける国はありません。国連の女性差別撤廃委員会は繰り返し、日本に是正を勧告しています。しかし、法相の諮問機関である法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓導入を答申していますが、四半世紀にわたってたなざらしにしています。

2017年の内閣府の調査では、姓が違って家族の一体感に影響はないと考える人が64%に上っています。また、2015年時点と比べ、結婚時に同姓か別姓か選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する人が増えています。毎日新聞などの今年3月の世論調査では賛成が51%となり、反対の23%を大きく上回りました。意見書にある子どもの心への影響や家族との絆に影響を与えるということも、事実婚を選択している当事者からは聞こえてきません。

夫婦同姓の強制は憲法で定められている個人の尊重、幸福追求権、婚姻の自由に対し、現行法が制約となり、戦前の家制度の家族観に捉われています。

旧姓の通称使用の拡大ということが意見書にはありますが、憲法上、違憲である状況を変えることはできません。6月23日の最高裁の判断は合憲としましたが、50ページにわたる決定文のうち、合憲とした意見は2ページ足らずで、残り大部分を4人の違憲の、

憲法違反としている人ですね、の意見や補足意見が占めており、個人の尊重とジェンダー平等の観点から、選択的夫婦別姓は時代の流れです。よって、本意見書に対する反対討論といたします。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 次に、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 夫婦・親子の同姓維持と旧姓の通称使用拡大を求める意見書に賛成の立場から討論いたします。

去る6月23日、最高裁大法廷では、平成27年の最高裁判決以降に見られる女性の有業率の上昇など、諸事情を踏まえても判断を変更すべきとは認められないと夫婦別姓を認めない、民法と戸籍法の規定は合憲との判断を示しました。つまり、「氏は家族の呼称として意義があるところ、現行の民法下においても、家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位と捉えられ、その呼称を1つに定めるには合理性が認められる」「夫婦が同一の氏を称することは、上記の家庭という1つの集団を構成する一員であることを対外的に公示し、識別する機能を有している」「夫婦同氏制の下においては、子の立場として、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいと言える」などとしており、多くの国民感情と一致するものと考えます。

次に、平成29年の内閣府調査からすると、別姓に賛成の方からよく聞こえる改正による不利益ですが、「何らかの不便を生ずる」と回答された方が46.7%、「何らかの不便を生じない」が50.7%です。さらに、「不便を生ずる」と回答された人のうち、「通称を使うことができれば不便を生じない」は57.7%、全体を分母とすると16.2となります。「不便を生じない」と「通称使用で不便が生じない」の合計で66.9%、一方、「通称使用でも不便」と回答される方が全体の割合で11.5%にとどまり、通称使用を拡充する意義を示すデータになっています。

また、名字の変更による意識の項目では、「新たな人生が始まった喜び」が全体の41.9%、女性では52.2%に上り、「名字が変わった違和感」は全体の22.7%、女性は16.4%です。肯定的に捉えている割合は否定的割合の2倍、女性では3倍と上がっております。

最後に、婚姻という制度の観点から意見を述べます。同姓制はもちろん、別姓制でも姓の在り方は婚姻制度の大原則です。これを個人の判断に委ね、選択できるという選択的夫婦別姓制は、つまるところ原則をなくすこととなります。また、選択的夫婦別姓というのは、実質、選択的家族別姓社会となることを意味します。選択的であれ、別姓制を導入す

れば、家族に1つあったファミリーネーム、家族姓という概念が崩れていく懸念があります。

以上から、同姓制を維持した上で、通称の使用拡大により不利益をなくしていく努力をすることが求められると訴え、賛成討論とします。

○議長（東郷克己君） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

意見書第8号老朽原発再稼働に反対する意見書に賛成で討論させていただきます。

このたび、政府は既存原発の再稼働を積極的に進めようとしています。その中でも美浜3号機は1976年12月に営業運転を開始したんですけれども、運転開始から44年を超えております。2004年8月にはタービン建屋で点検漏れの配管が破裂して、蒸気噴出事故が発生し、作業員5名が死亡、そして6名が重傷を負ったという悲惨な事故も起こっております。

福島第一原発事故のときに、第一原発1号炉は運転開始40年の特別な検査に合格したばかりでありました。それでも事故は起きました。材料の劣化だけではなく、設計が古く、構造的な欠陥を抱えていたことも事故を拡大させた原因であります。福島第一原発事故の教訓として2012年の原子炉等規制法の改定で原則40年の寿命が定められました。

ところが、規制委員会は、例外中の例外であるはずの延長運転を当たり前のように認めています。経産省は、25億円の特別な交付金をばらまいてまで進めようとしていますし、エネルギー基本計画の議論でも、延長運転が前提となっております。

老朽原発を動かすことは大きな危険を伴います。長期間、中性子にさらされた原子炉はもろくなり、緊急時に冷却する際に破損するリスクが高くなります。配管やケーブルも当然劣化します。

さらに、美浜原発3号炉は先頃、火山灰の評価の見直しが行われ、基準となる火山灰の厚みが10センチから22センチに引き上げられました。再評価によって、タンクの屋根が重みで壊れてしまう可能性やフィルターの交換が間に合わず、電源喪失に至る可能性が明らかになりました。

対策はまだまだこれからなんですけれども、規制委員会は再稼働を先に認めてしまいました。津波への対応が不十分であることを承知しながら対策を怠り、運転を続けたことが福島第一原発の事故を引き起こしました。そのことを忘れてしまったのか、さらに美浜3号炉は特定重大事故等施設、いわゆるテロ対策施設の建設も遅れており、今年10月には

止めなければならないという事態になっております。

大阪地裁は、基準地震動の過小評価により大飯原発の設置許可を取り消す判決を下しました。美浜原発3号炉について、大阪判決に従い、地震動のばらつきを考慮した評価を行うと、想定すべき地震動は1,300ガルを超え、現状の基準地震動993ガルの過小評価が確認されます。危険な老朽原発を何のために動かすのか。全国的に見れば、電力設備はむしろ過剰であり、例えば九州では再エネの出力規制により、原発4基分もの電力が送電されないまま無駄になっている日もあります。

今すべきことは変動する分散型再エネなど、地域間の力の調整手段をしっかりと取ることとそのロスの削減、そして本質的には再生可能エネルギーでさえ、それを生産する際のレアメタルや産廃の課題、そしてメガソーラーによる自然破壊やそれに伴う災害など、いろいろ課題がある中で、社会としてこうした何らかの資源、何かを消費して生み出すエネルギーという、その恩恵との向き合い方の議論を始めなければいけません。今やるべきことは老朽原発の再稼働ではないと思います。

福島第一原発の1号機では、現在も水素爆発で生じた瓦礫の撤去作業が進められていません。非常に汚染されているので、なかなかこれは進みません。そして、炉心溶融で生じた燃料デブリの取り出し時期はいまだに未定です。そんな福島原発事故もまだ収束していない、また放射能性がひどいため検証も不十分、そんな中で危険な老朽原発、老朽炉を再稼働させることはとても認められません。関電の電力を私らも使っておりますので、これは私らも当事者の1人であると考えなければなりません。

以上をもって、賛成の討論といたします。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第6号夫婦・親子の同姓維持と旧姓の通称使用拡充を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第7号放射性汚染水の海洋放出を2年後に行うことに中止を求める意見書

(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号老朽原発再稼働に反対する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号コロナ禍のもとで東京五輪(オリンピック・パラリンピック)は中止・延期の決断を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立少数であります。よって、意見書第9号は否決されました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等の整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては、本職に一任いただくことにして決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後4時10分といたします。

(午後3時47分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○議長(東郷克己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(栢木 進君) 令和3年第2回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

さて、本定例会は去る6月10日から本日に至りますまで21日間でございます。令和3年度一般会計補正予算をはじめ、提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、全てお認めいただき、誠にありがとうございました。

本定例会の一般質問、議案質疑を通じて、新型コロナウイルスワクチン接種、病院整備、野洲駅前南口整備など、様々な分野における施策に対して貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいります。

議案におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費や返礼品を設定したふるさと納税推進事業費を含む補正予算をお認めいただきました。

新型コロナウイルス感染症対策におきましては、小規模事業者応援給付金をはじめ、自治会活動活性化補助金の拡充や水道基本料金の減免など、議会からご提案のありました事業も含め、コロナ禍の中、厳しい状況にある市民の暮らしを守るため適切かつ迅速に取り組んでまいります。

ふるさと納税の推進におきましても、野洲市の特色ある返礼品を設定することで地場産品の振興を図るとともに、本市の魅力を発信しつつ、自主財源の確保に努めてまいります。

また、行政手続のオンライン化に係る条例もお認めいただきましたことから、市民の利便性の向上及び行政事務の簡素化を目指すとともに、併せて、行財政改革の取り組みを進め、市政運営の効率化を図ってまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種では、明日から第2接種会場であるイオンタウン野洲での接種が始まります。接種を希望する全ての高齢者が7月中には接種を終えられるよう体制を整えております。引き続き、7月中旬からは64歳以下の方へ順次接種が開始できるよう準備を進めており、今朝のマスコミ報道にもございましたが、ワクチンが順調に供給されることを前提として、市民に安心して円滑に接種を受けていただけるよう全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

そして、市民病院整備につきましては、駅前Bブロックでの身の丈に合った整備に向け、基本構想、基本計画の策定を進める一方で、野洲駅南口周辺整備につきましても、駅前Aブロックを、にぎわいを創出し税収を生み出す場として検討してまいります。

これら事業を進めるに当たっては、議会をはじめ、市民の皆様への丁寧な説明に努めてまいります。

最後に、議員の皆様にはこれからますます暑さが厳しさを増していく中、健康には十分ご留意いただき、引き続き、市の発展のために一層のご活躍をいただきますことを心から

ご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 以上で、令和3年第2回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後4時15分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年6月30日

野洲市議会議長 東郷克己

署名議員 野並享子

署名議員 東郷正明